

## 令和2年度第1回陸前高田市都市計画審議会議事録

1 日時 令和2年8月7日（金）

9時55分 開議

10時13分 散会

2 場所 陸前高田市役所4号棟3階第6会議室

### 3 議事

議案第1号 都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について

議案第2号 都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について

### 4 出席委員（8人）

会長 畠山明夫 委員 浅沼ミキ子 委員 菅野秀一郎

委員 長谷川節子 委員 鶴浦昌也 委員 佐々木一義

委員 大坂俊 委員 馬場聡

### 5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 堺伸也

復興局長兼市街地整備課長 菅野誠

都市計画課長補佐兼計画係長 永山悟

### 6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

主任 佐藤恵子 主事 菊池真司

### 7 審議会の概要

9時55分 開議

#### (1) 開会

##### ○事務局（堺部長）

ご案内の時間より少し早いですが、本日出席予定の委員さん全員がお揃いとなりましたので、ただ今より令和2年度第1回陸前高田市都市計画審議会を開会します。

私は、建設部長兼都市計画課長の堺です。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、資料の確認をお願いします。事前に送付しておりましたが、次第、裏面に委員名簿、資料として土地区画整理事業の都市計画変更についてです。以上の資料について、

お手元にございますでしょうか。不足があればお申し出ください。

開会に当たり、副市長の舟波昭一からご挨拶を申し上げます。

## **(2) 挨拶**

### **○舟波副市長**

副市長の舟波です。市長に代わりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

おかげさまをもちまして、復興事業、土地区画整理事業をはじめとしたハード整備は今年度で全て終える見込みで、ようやく終わりが目に見えてきたというところです。土地区画整理事業については、平成24年に都市計画決定が行われ、その後幾度と変更を行いながら、ようやく今日まで来たところです。みなさまにご協力いただき、本日まで進んでいることに深く感謝申し上げます。

まちなかでは今年4月に市民文化会館が開館しましたし、明日は高田松原運動公園の完成記念式典が予定されており、復興が目に見える形で進んでいるところです。

本日の都市計画審議会では、土地区画整理事業の変更についてご審議いただく予定です。どうぞ忌憚のないご意見をお願いします。

### **○事務局（堺部長）**

本日の出席委員ですが、お手元の委員名簿をもってご紹介に代えます。

続いて本日の市側の出席者を紹介します。副市長の舟波昭一、復興局長兼市街地整備課長の菅野、課長補佐兼計画係長の永山です。そのほか都市計画課の職員が出席しておりますので、よろしくお願いします。

本日は、委員12名の2分の1以上、8名の出席をいただいておりますので、陸前高田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告します。

また、本日の会議は事務局で議事録を作成します。つきましては、署名委員を浅沼ミキ子委員にお願いします。また、議事録を作成する都合上、録音のご了承をお願いします。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、畠山会長にお願いします。

## **(3) 議事**

**ア 議案第1号 都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について**

**イ 議案第2号 都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について**

### **○畠山会長**

それでは、令和2年度第1回陸前高田市都市計画審議会の審議を進めてまいりますので、

委員の皆さんの御協力をお願いします。

議案第1号「都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について」、議案第2号「都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について」、以上2件について、一括して事務局より説明をお願いします。

### ○事務局（永山課長補佐）

資料に基づいて説明いたします。

土地区画整理事業の都市計画変更についてです。

1 ページ目、この度の都市計画の変更についてですが、高田地区及び今泉地区においては、土地区画整理事業により高台及び市街地等の整備を行うこととし、造成工事を進めています。今般、公共施設等の詳細設計を行った結果、本事業の施行に必要な範囲が確定したことから、区域を変更するものです。

1 土地区画整理事業に関する経緯について記載しておりますので、お目通しください。最後に令和2年1月に高田地区・今泉地区ともに事業計画の変更を行っています。

2 住民説明会及び案の縦覧、意見書の受付の経緯です。(1)住民説明会は、6月30日(火)に開催しました。(2)都市計画の案等の縦覧、意見書の受付ですが、7月3日から7月16日まで行いまして、今回意見書の提出はありませんでした。

2 ページ目、議案第1号都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更についてです。高田地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のとおり変更するため、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、審議を求めるものです。

3 ページ目、1 土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善や、宅地利用の増進を図るため、地域に住む人達から公平に少しずつ土地を出し合ってもらい、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または、変更を行う事業です。

2 変更の目的です。高田地区の土地区画整理事業については、平成26年2月に全体地区の事業認可を受け、事業を進めていたところ。今回、公共施設等の詳細設計を行った結果、本事業の施行に必要な範囲が確定したことから、土地区画整理事業の施行区域を一部変更するものです。

3 変更の内容ですが、変更前、変更後の面積を記載しています。計3.7ヘクタールの面積減です。

4 ページ目は、区域の変更を示しています。計10箇所変更しています。今の事業計画

の区域に合わせるような都市計画の区域にするということです。

5 ページ目が都市計画の法定図書の総括図、6・7 ページで法定図書の計画図、最後に8 ページが法定図書の計画書となっています。この間の様々な都市計画の変更に合わせて道路の名称や延長等が微修正されています。

以上が議案第1号の高田地区についてでした。

9 ページ目、議案第2号、今泉地区の都市計画の変更についてです。今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のとおり変更するため、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、審議を求めるものです。

10 ページ目、1 土地区画整理事業と2 変更の目的につきましては、高田地区と同様です。割愛させていただきます。3 変更の内容ですが、結果として12.1ヘクタールの面積減です。

11 ページ目、区域の変更の位置を示しています。計9箇所変更しています。今泉地区もこれによって今の区画整理の事業計画の区域と都市計画の区域が同じになります。

12 ページ目から高田地区と同様に法定図書の総括図、13 ページ目が法定図書の計画図、最後に14 ページ目が法定図書の計画書となります。

資料の説明は以上です。よろしく申し上げます。

### ○島山会長

審議に入ります。議案は1件ずつ審議してまいります。

初めに議案第1号「都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について」、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

### ○鶴浦委員

1号議案と2号議案の共通する質問になりますが、面積を減らした個所について、本来はどのような公共施設に利用する予定だったのですか。

### ○事務局（菅野局長）

今回減じました土地につきましては、公共施設ではなく、換地後宅地として利用する予定でした。

### ○鶴浦委員

面積を減らした個所について、所有者は誰ですか。

### ○事務局（菅野局長）

基本的には、個人の地権者です。

### ○鶴浦委員

所有者にとっては区画整理事業により減歩という形になるが、元々の所有者に戻すとすると整合性は大丈夫ですか。

### ○事務局（菅野局長）

事業計画を決定するにあたり住民から聞き取りをし、規模を決定した上で事業を進めてきたわけですが、事業計画変更の中で少しずつ面積を縮小させてきたところでは。今回縮小した分については事業計画の区域外となり減歩等の影響を受けないため、問題のないところでは。

### ○畠山会長

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ほかにご質問・ご意見等ないようですので、お諮りします。

議案第1号「都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について」を議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

### ○畠山会長

異議なしと認め、議案のとおり承認いたします。

議案第2号「都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について」、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

（「なし」の声）

それでは、議案第2号「都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について」を議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

### ○畠山会長

異議なしと認め、議案のとおり承認いたします。

### ウ その他

### ○畠山会長

議事(3)のその他ですが、委員の皆さんから何かありますか。

（「なし」の声）

### ○畠山会長

事務局からは何かありますか。

以上で、本日の議事を全て終了いたします。

#### **(4) その他**

##### **○事務局（堺部長）**

次第4のその他です。事務局からは特にありませんが、皆さまから何かありますか。

（「なし」の声）

#### **(5) 閉会**

##### **○事務局（堺部長）**

以上で令和2年度第1回都市計画審議会を閉会いたします。

**10時13分 散会**